

令和七年第一回

(二月十八日)

特別区競馬組合議会定例会

会

議

録

特別区競馬組合議会

令和七年第一回特別区競馬組合議会定例会会議録 目次

○令和七年二月十八日

期 日		1
場 所		1
出席議員		1
欠席議員		2
出席説明員		2
出席議会事務局職員		3
議事日程		3
開会・開議		5
会議録署名議員の指名		5
諸般の報告		5
例月出納検査の結果報告		5
挨拶（小柳津明副管理者）		6
日程第一 会期の決定について		6
日程第二 議案第一号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例		7
日程第三 議案第二号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例		7
日程第四 議案第三号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		7
日程第五 議案第四号 特別区競馬組合勝馬投票券発売施設所在区市町村交付金条例の一部を改正する条例		7
日程第六 議案第五号 特別区競馬組合個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例		7

日程第七	議案第六号	特別区競馬組合職員の恩給に関する条例を廃止する条例	7
提案理由説明（桑野俊郎競馬事務局長）			7
委員会付託			11
日程第八	議案第七号	令和七年度特別区競馬組合一般会計予算	11
提案理由説明（桑野俊郎競馬事務局長）			11
委員会付託			13
日程第十	議員の派遣について		13
会議時間の延長			14
休憩			14
再開			14
各委員会審査報告書の提出			14
日程の追加			14
追加日程第一	議案第一号	特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	15
追加日程第二	議案第二号	特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例	15
追加日程第三	議案第三号	特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	15
追加日程第四	議案第四号	特別区競馬組合勝馬投票券発売施設所在区市町村交付金条例の一部を改正する条例	15
追加日程第五	議案第五号	特別区競馬組合個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例	15
追加日程第六	議案第六号	特別区競馬組合職員の恩給に関する条例を廃止する条例	15
総務・事業委員会審査結果報告（佐藤 篤委員長）			15
採決			16
追加日程第七	議案第七号	令和七年度特別区競馬組合一般会計予算	17

採決		17
追加日程第八	議員提出議案第一号 特別区競馬組合議会委員会条例の一部を改正する条例	18
追加日程第九	議員提出議案第二号 特別区競馬組合議会会議規則の一部を改正する規則	18
追加日程第十	議員提出議案第三号 特別区競馬組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例	18
採決		18
会期中の閉会		19
挨拶（小柳津明副管理者）		19
閉会		20
資料の部		25
議案の部		33

令和七年第一回特別区競馬組合議会の定例会議録

一期 日 令和七年二月十八日（火）

二 場 所 東京区政会館 一九一会議室

三 出席議員（二十名）

十九番	十八番	十七番	十六番	十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	六番	五番	三番	二番	一番	
（墨	（練	（板	（豊	（杉	（中	（渋	（世	（大	（目	（品	（台	（文	（港	（中	（千	
田	馬	橋	島	並	野	谷	田	田	黒	川	東	京		央	代	
区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区
佐	福	田	芳	井	酒	丸	お	松	お	渡	高	白	鈴	瓜	秋	
							ぎ		の							
藤	沢	中	賀	口	井	山	の	原	せ	辺	森	石	木	生	谷	
		や	竜	か	た	高	け	秀	康	ゆう	喜	英	た	正	こ	
		す		づ	く		ん			い	美		か	高	う	
篤	剛	り	朗	子	や	司	じ	典	裕	ち	子	行	や		き	
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

二十番	（江東区）	山本香代子君
二十一番	（足立区）	ただ太郎君
二十二番	（葛飾区）	伊藤藤よしのり君
二十三番	（江戸川区）	藤澤進一君
四 欠席議員（三名）		
四番	（新宿区）	ひやま真一君
七番	（北区）	大沢たかし君
八番	（荒川区）	北城貞治君
五 出席説明員		
副 管 理 者		小柳明君
競馬事務局長（事業担当部長兼務）		桑野俊郎君
経営企画担当部長		粕谷招世君
総務担当部長		岸弘君
経営企画室長（場外経営担当課長兼務）		赤瀬貴之君
広 報 課 長		愛澤洋君
総 務 課 長		中島浩司君
経 理 課 長		佐藤和也君
お客様事業課長		笹岡賢治君
競 走 課 長		木村洋之君
施設再整備担当課長（小林牧場長兼務）		中嶋将彦君
監査委員事務局長		宮澤裕司君

六 出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長

議 事 担 当 課 長

書 記

書 記

七 議事日程

日 程 第 一 会期の決定について

日 程 第 二 議案第一号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 三 議案第二号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 四 議案第三号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 五 議案第四号 特別区競馬組合勝馬投票券発売施設所在区市町村交付金条例の一部を改正する条例

日 程 第 六 議案第五号 特別区競馬組合個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例

日 程 第 七 議案第六号 特別区競馬組合職員の恩給に関する条例を廃止する条例

日 程 第 八 議案第七号 令和七年度特別区競馬組合一般会計予算

日 程 第 九 議員の派遣について

追 加 日 程 第 一 議案第一号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

追 加 日 程 第 二 議案第二号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

追 加 日 程 第 三 議案第三号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追 加 日 程 第 四 議案第四号 特別区競馬組合勝馬投票券発売施設所在区市町村交付金条例の一部を改正する条例

追 加 日 程 第 五 議案第五号 特別区競馬組合個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例

追 加 日 程 第 六 議案第六号 特別区競馬組合職員の恩給に関する条例を廃止する条例

市 川 保 夫 君
秋 山 兵 吾 君
木 内 昌 彦 君
市 田 朋 子 君

追加日程第七
追加日程第八
追加日程第九
追加日程第十

議案第七号 令和七年度特別区競馬組合一般会計予算
議員提出議案第一号 特別区競馬組合議会委員会条例の一部を改正する条例
議員提出議案第二号 特別区競馬組合議会会議規則の一部を改正する規則
議員提出議案第三号 特別区競馬組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

開 会（午前十時四十分）

○議長（藤澤進一君） ただいまから、令和七年第一回特別区競馬組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

はじめに、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第一百十二条の規定に基づき、十二番、おぎのけんじ議員、十三番、丸山高司議員を会議録署名議員に指名いたします。

次に、諸般の報告について議会事務局長より報告をさせます。

○議会事務局長（市川保夫君） ご報告申し上げます。

一、令和七年第一回特別区競馬組合議会定例会の招集について

二、議案の送付について

三、議事説明員について

以上、三件につきましては、お手元に文書の写しを配付しておりますので、内容の朗読は省略いたします。

なお、本日出席いただいている議員は二十名でございます。

○議長（藤澤進一君） 次に、例月出納検査の結果についての報告が監査委員から提出されておりますので、議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（市川保夫君） ご報告申し上げます。

お手元に、令和六年十一月分及び十二月分の例月出納検査の結果について、報告の写しをお配りしてございますので、配付をもって報告いたします。

○議長（藤澤進一君） ここで、副管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

小柳津管理者。

○副管理者（小柳津明君） 令和七年第一回特別区競馬組合議会定例会を招集いたしましたところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、ご審議をいただきます案件といたしましては、条例案件六件、予算案件一件、計七件の議案をご提案申し上げております。特に、令和七年度予算は、大井競馬場開場七十五周年の節目となる予算でございます。何とぞ、慎重なるご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤澤進一君） 副管理者の挨拶が終わりました。
これより、日程に入ります。

日程第一を議題といたします。

〔市川保夫議会議務局長朗読〕

日程第一 会期の決定について

○議長（藤澤進一君） 会期についてお諮りいたします。

今定例会の会期は、会議規則第四条第一項第一号の規定に基づき、本日二月十八日から二十一日までの四日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤澤進一君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日二月十八日から二十一日までの四日間とすることに決定いたしました。

次に、日程第二から日程第七までを一括議題といたします。

〔市川保夫議会議務局長朗読〕

日程第二	議案第一号	特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第三	議案第二号	特別区競馬組合常勤管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例
日程第四	議案第三号	特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第五	議案第四号	特別区競馬組合勝馬投票券発売施設所在区市町村交付金条例の一部を改正する条例
日程第六	議案第五号	特別区競馬組合個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例
日程第七	議案第六号	特別区競馬組合職員の恩給に関する条例を廃止する条例

○議長（藤澤進一君） これらの案について提案理由の説明を求めます。

競馬事務局長。

○競馬事務局長（桑野俊郎君） それでは、ただいま一括議題となりました議案第一号から議案第六号につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。議案書の一ページをお開き願います。

初めに、議案第一号、特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の育児、介護と仕事の両立支援を図るため、規定を整備するものでございます。

恐れ入ります、三ページをお開き願います。

改正の内容について、新旧対照表によりご説明申し上げます。

第九条の三において、見出し及び同条中、三歳に満たない子を小学校就学の始期に達するまでの子とし、第九条の四の見出しを削り、第十五条第一項中、子の看護のための休暇を子の看護等のための休暇とし、第十六条第一項中、定める者の下

に第十六条の三第一項において、配偶者等というのを追加し、第十六条の二の次に第十六条の三として、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等を、第十六条の四として勤務環境の整備に関する措置をそれぞれ新設するものでございます。

次に、本条例の附則でございます。

附則第一項で、本条例の施行日を令和七年四月一日からとし、ただし、次項の規定は、公布の日から施行する旨を定め、附則第二項は、この条例による改正後の特別区競馬組合職員の勤務期間、休日、休暇等に関する条例第九条の三第一項の規定による超過勤務の制限に係る請求は、この条例施行の日前においても行うことができる旨を定めるものでございます。

恐れ入ります、七ページをお開き願います。

続きまして、議案第二号、特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、特別区の副区長との均衡を図るため、本組合常勤副管理者の給料月額及び期末手当の支給割合の改定をするものでございます。

恐れ入ります、八ページをお開き願います。

改正の内容について、新旧対照表によりご説明申し上げます。

第二条において、給料月額を八十六万二千円と改め、第四条において、期末手当の支給割合について、六月に支給する場合においては百分の百九十四、十二月に支給する場合においては百分の百九十五と改めるもので、令和七年四月一日から施行するものでございます。

恐れ入ります、九ページをお開き願います。

続きまして、議案第三号、特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、特別区において定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に住居手当を支給することとなったため、これ

との均衡を図るため、本組合においても同様の改正を行うものでございます。

恐れ入ります、十一ページをお開き願います。

改正の内容について、新旧対照表によりご説明申し上げます。

第二十四条の五の第二項中、第一条の三を削り、附則第一項では、本条例を令和七年四月一日から執行する旨を定め、第二項では令和四年の改正条例附則第十二項中、第十一条の三を削る旨定めるものでございます。

恐れ入ります、十三ページをお開き願います。

続きまして、議案第四号、特別区競馬組合勝馬投票券発売施設所在区市町村交付金条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、令和七年度以降に市町村に新たな場外発売所を設置する場合、当該場外発売所が所在する市町村に対して交付金を交付しないこととするため、規定の改正を行うものでございます。

恐れ入ります、十五ページをお開き願います。

改正の内容について、新旧対照表によりご説明申し上げます。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして施行期日等を付し、附則第二項として、令和七年度以降に設置される場外発売所に関する特例として、令和七年度以降に新たに第二条第二号に規定する場外発売所が所在することとなった市町村に対しては、第四条第一項の規定による交付金は交付しないものを定め、本改正条例の附則として、この条例は令和七年四月一日から施行する旨定めるものでございます。

恐れ入ります、十七ページをお開き願います。

続きまして、議案第五号、特別区競馬組合個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関連する条例の規定を整備するものでございます。

規定の整備を行う条例は四条例で、内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

二十ページをお開き願います。

第一条は、特別区競馬組合個人情報保護法施行条例の一部改正で、附則第八項及び第九項中、懲役を拘禁刑に改めるもの
でございます。

二十一ページをお開き願います。

第二条は、特別区競馬組合職員の分限に関する条例の一部改正で、第八条第一項中、禁錮の刑を拘禁刑に改めるもので
ございます。

二十二ページをお開き願います。

第三条は、特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部改正で、第二十四条の二第三号及び第四号並びに第二十四条の
三第一項第一号及び第三項第一号中、禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。

二十四ページをお開き願います。

第四条は、特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部改正で、第十七条第一項第一号及び第五項第二号、第十八
条の見出し及び同条第一項第一号、第十九条第一項第一号並びに第二十一条第四項中、禁錮を拘禁刑に改めるものでござ
います。

恐れ入ります、お戻りいただきまして十八ページをお開き願います。

次に、本条例の附則でございます。

第一項は、本条例の施行日を令和七年六月一日と定めるもので、第二項及び第三項は、罰則の適用等に関する経過措置、
第四項は、人の資格に関する経過措置、第五項は、特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置、第
六項は、特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置、第七項は、経過措置の規則への委任をそ
れぞれ定めるものでございます。

恐れ入ります、二十九ページをお開き願います。

続きまして、議案第六号、特別区競馬組合職員の恩給に関する条例を廃止する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、恩給を受ける権利を有する者がいないため、職員の恩給に関する条例を廃止するもので、公布の日から施行するものでございます。

議案第一号から議案第六号までの説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤澤進一君） 提案理由の説明は終わりました。

これらの案については、所管の総務・事業委員会に付託いたします。

次に、日程第八を議題といたします。

〔市川保夫議会事務局長朗読〕

日程第八 議案第七号 令和七年度特別区競馬組合一般会計予算

○議長（藤澤進一君） 本案について提案理由の説明を求めます。

競馬事務局長。

○競馬事務局長（桑野俊郎君） ただいま議題となりました、議案第七号、令和七年度特別区競馬組合一般会計予算につきまして説明申し上げます。

横書きの議案書（二）の三ページをお開き願います。

本案は、予算総則第一条において、令和七年度特別区競馬組合の一般会計予算は次に定めるところによるものとし、具体的な内容につきましては、第二条以下で規定するものでございます。

第二条は、業務の予定量を定めるもので、（一）は年間の開催日数を九十八日とし、（二）は発売場所を、（三）は総利用人員を、（四）は大井競馬場において施行する競走数を、（五）は他場本場の場外発売について、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

第三条は、収益的收入及び支出の予定額についての定めで、収入につきましては、第一款営業収益は、第一項競馬開催収益、第二項場外業務収益、第三項その他営業収益の額を合計し、二千百十三億四千百八十八万二千円でございます。

次の第二款営業外収益は、第一項受取利息及び配当金から第六項雑収益まで記載の金額を合計し、六億六千八百八十一万四千円でございます。

第三款特別利益は、第一項固定資産売却益から第三項のその他特別利益まで、いずれも科目存置で合計三千円でございます。

続きまして、支出についてご説明申し上げます。四ページをお開き願います。

第一款営業費用は、第一項競馬開催費用、第二項会場場外費用、第三項一般管理費、第四項償却費の合計で、二千二十六億六千二百三十万六千円でございます。

第二款営業外費用は、第一項支払利息、第二項株式配当金配分金、第三項公課費、第四項その他営業外費用を合計し、八億八千九百二十一万一千円でございます。

第三款特別損失は、款合計で三千四百四十万六千円、第四款予備費は十億円の計上でございます。

次に、第四条は、資本的收入及び支出についての定めで、収入は、第一款資本的收入、第一項補助金と第二項固定資産売却代金のいずれも科目存置で合計三千円でございます。

支出は、第一款資本的支出、第一項建設改良費、二億四千八百七十六万六千円でございます。

なお、資本的收入額が資本的支出額に対して不足する二億四千八百七十三千円につきましては、損益勘定留保資金から補填するものでございます。

第五条は、一時借入金 の限度額を三十億円と定め、第六条は、高レベルでの流用ができる場合の定めで、（一）に記載された経費については、予算額に過不足を生じた場合は、同一の款内で各項目間の流用ができるものでございます。

第七条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の定めで、記載の職員給与費は議決を経なければ流用できないとするものでございます。

第八条は、たな卸資産の購入限度額を九千四百七十三万四千円と定め、第九条は、取得する重要な資産を記載のとおりとするものでございます。

七ページ以降は、令和七年度特別区競馬組合一般会計予算の説明書でございまして、九ページから十一ページが予算実施計画、十三ページは予定キャッシュ・フロー計算書、十五ページから十九ページが給与費明細書、二十ページ、二十一ページが予定損益計算書、二十二ページから二十五ページが予定貸借対照表、二十六ページが注記事項でございます。

以上、令和七年二月十八日提出、管理者名でございます。

議案第七号の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤澤進一君） 提案理由の説明は終わりました。

本案については、委員会条例第四条第一項及び第二項の規定により、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤澤進一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

次に、日程第九を議題いたします。

〔市川保夫議会議務局長朗読〕

日程第九 議員の派遣について

○議長（藤澤進一君） お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第一百三十三条の規定に基づき、お手元に配付いたしました文書のとおり、競馬施設調査に議員を派遣することといたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤澤進一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

ここで、議事の都合により、あらかじめ会議時間を延長いたします。

この際、付託案件の委員会審査のため、会議を暫時休憩いたします。

休 憩（午前十時五十七分）

再 開（午後十二時 五分）

○議長（藤澤進一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、総務・事業委員長及び予算特別委員長から各委員会の審査報告書が提出されました。審査報告書の写しをお配りしておりますので、写しの配付をもってご報告といたします。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、議案第一号ほか九件を本日の日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤澤進一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第一号ほか九件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第一から追加日程第六までを一括議題といたします。

〔市川保夫議会議務局長朗読〕

追加日程第一	議案第一号	特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第二	議案第二号	特別区競馬組合常勤管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第三	議案第三号	特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第四	議案第四号	特別区競馬組合勝馬投票券発売施設所在区市町村交付金条例の一部を改正する条例
追加日程第五	議案第五号	特別区競馬組合個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例
追加日程第六	議案第六号	特別区競馬組合職員の恩給に関する条例を廃止する条例

○議長（藤澤進一君） これらの案につきまして、総務・事業委員長長の報告を求めます。

佐藤総務・事業委員長。

○総務・事業委員長（佐藤 篤君） 総務・事業委員会に付託されました議案第一号から議案第六号までの審査経過及び結果につきまして、ご報告申し上げます。

委員会では、理事者より議案の内容について説明を受けた後、審査に入りましたが、審査に当たっては特に質疑、意見等がなく、採決の結果、委員会は議案第一号から議案第六号まで、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもって総務・事業委員会の報告を終わります。

○議長（藤澤進一君） ただいまの報告に対しまして、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤澤進一君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより採決をいたします。

総務・事業委員会の審査結果は、いずれも原案可決でございます。

議案第一号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤澤進一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第一号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第二号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤澤進一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第二号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第三号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤澤進一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第三号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第四号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤澤進一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第四号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第五号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤澤進一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第五号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第六号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤澤進一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第六号は原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第七を議題といたします。

〔市川保夫議会議務局長朗読〕

追加日程第七

議案第七号

令和七年度特別区競馬組合一般会計予算

○議長（藤澤進一君） 本案につきましては、全議員で構成する予算特別委員会で審査をしておりますので、委員長の報告は省略いたします。

これより採決いたします。

予算特別委員会の審査結果は、原案可決でございます。

議案第七号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤澤進一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第七号は原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第八から追加日程第十までを一括議題といたします。

〔市川保夫議会議務局長朗読〕

追加日程第八	議員提出議案第一号	特別区競馬組合議会委員会条例の一部を改正する条例
追加日程第九	議員提出議案第二号	特別区競馬組合議会会議規則の一部を改正する規則
追加日程第十	議員提出議案第三号	特別区競馬組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（藤澤進一君） これらの案につきましては、会議規則第三十六条第三項の規定により、提案理由の説明及び委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤澤進一君） 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第一号から議員提出議案第三号の三案については、提案理由の説明及び委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより採決いたします。

議員提出議案第一号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤澤進一君） 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第一号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議員提出議案第二号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤澤進一君） 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第二号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議員提出議案第三号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（藤澤進一君） 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第三号は原案のとおり可決いたしました。

以上で、今定例会の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第六条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり」

○議長（藤澤進一君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

ここで、副管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

小柳津副管理者。

○副管理者（小柳津明君） 本日ご提案申し上げました案件につきまして、慎重なるご審議をいただき、ご決定賜りまして、誠にありがとうございます。

令和七年度の事業運営に当たりましては、ご指摘いただきましたことを十分に踏まえ、七十五周年という記念すべき予算を効率的に執行し、売上げの向上を図ってまいりたいと思っております。議長をはじめ、皆様方のなお一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございます。

○議長（藤澤進一君） 副管理者の挨拶は終わりました。

以上をもちまして、令和七年第一回特別区競馬組合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉

会（午後〇時十二分）

会
議
録
署
名
議
員

議
長
藤
澤
進
一

議
員
お
ぎ
の
け
ん
じ

議
員
丸
山
高
司

資
料
の
部

令和 7 年第 1 回特別区競馬組合議会定例会 議事日程

令和 7 年 2 月 1 8 日 (火) 午前 1 0 時 4 0 分開議

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議案第 1 号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 2 号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部
を改正する条例
- 日程第 4 議案第 3 号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 5 議案第 4 号 特別区競馬組合勝馬投票券発売施設所在区市町村交付金
条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 5 号 特別区競馬組合個人情報保護法施行条例等の一部を改正
する条例
- 日程第 7 議案第 6 号 特別区競馬組合職員の恩給に関する条例を廃止する条例
- 日程第 8 議案第 7 号 令和 7 年度特別区競馬組合一般会計予算
- 日程第 9 議員の派遣について



6 特競総第 1068 号
令和 7 年 2 月 10 日

特別区競馬組合議会

議長 藤 澤 進 一 殿

特別区競馬組合

管理者 近 藤 弥 生

令和 7 年第 1 回特別区競馬組合議会定例会の
招集について

このことについて、本日、別紙写しのとおり告示したのでお知らせいたします。

記

- 1 期 日
令和 7 年 2 月 18 日 (火)
- 2 場 所
東京区政会館 19 階 191 会議室
- 以 上



特別区競馬組合告示第一号

令和七年第一回特別区競馬組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和七年二月十日

特別区競馬組合
管理者
近藤
弥生

一 期日 令和七年二月十八日（火）

二 場所 東京区政会館 十九階 一九一会議室



6 特競総第 1132 号
令和 7 年 2 月 10 日

特別区競馬組合議会

議長 藤 澤 進 一 殿

特別区競馬組合

管理者 近 藤 弥 生

議案の送付について

このことについて、令和 7 年第 1 回特別区競馬組合議会定例会に付議する案件を下記のとおり返付いたします。

記

1 条例案件

議案第 1 号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2 号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 3 号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 4 号 特別区競馬組合勝馬投票券発売施設所在区市町村交付金条例の一部を改正する条例

議案第 5 号 特別区競馬組合個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例

議案第 6 号 特別区競馬組合職員の恩給に関する条例を廃止する条例

2 予算案件

議案第 7 号 令和 7 年度特別区競馬組合一般会計予算

以 上



6 特競総第 1144 号
令和 7 年 2 月 10 日

特別区競馬組合議会

議長 藤 澤 進 一 殿

特別区競馬組合

管理者 近 藤 弥 生

令和 7 年第 1 回特別区競馬組合議会定例会に
出席する議事説明員について

6 特競議第 178 号により要求のあった、標記の件について、下記のとおり通知いたします。

記

1 組合役員

副 管 理 者

小 柳 津 明

2 職 員

競 馬 事 務 局 長

桑 野 俊 郎

(事業担当部長兼務)

経 営 企 画 担 当 部 長

粕 谷 招 世

総 務 担 当 部 長

岸 幸 弘

経 営 企 画 室 長

赤 瀬 貴 之

(場外経営担当課長兼務)

広 報 課 長

愛 澤 洋

総 務 課 長

中 島 浩 司

経 理 課 長

佐 藤 和 也

お 客 様 事 業 課 長

笹 岡 賢 治

競 走 課 長

木 村 洋 之

施設再整備担当課長

中 嶋 将 彦

(小林牧場長兼務)

監 査 委 員 事 務 局 長

宮 澤 裕 司

以 上



6 特競監第 139 号
令和 6 年 12 月 26 日

特別区競馬組合議会

議 長 藤 澤 進 一 様

特別区競馬組合

監 査 委 員 田 辺 裕 子

監 査 委 員 大 沢 たかし

(公 印 省 略)

令和 6 年 11 月分例月出納検査の結果について (報告)

地方自治法第 292 条及び第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月出納検査の結果について、第 235 条の 2 第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 検査月日 令和 6 年 12 月 19 日 (木)

2 検査場所 東京区政会館 代表監査委員室

3 検査対象

令和 6 年 11 月末日における特別区競馬組合一般会計に係る現金の出納保管状況及び関係証拠書類

4 検査結果

令和 6 年 11 月末日における一般会計予算の執行及び資金の運用状況は、別紙のとおりである。

預金・有価証券現在高は、預金明細書、預金通帳及び取引報告書等と照合し、誤りのないことを確認した。

また、会計伝票等帳票についても、関係帳簿類と照合し、誤りのないことを確認した。

(別紙掲載は省略)



6 特競監第 155 号
令和 7 年 2 月 5 日

特別区競馬組合議会
議 長 藤 澤 進 一 様

特別区競馬組合
監 査 委 員 田 辺 裕 子
監 査 委 員 大 沢 たかし
(公 印 省 略)

令和 6 年 12 月分例月出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 292 条及び第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月出納検査の結果について、第 235 条の 2 第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 検査月日 令和 7 年 1 月 28 日（火）
- 2 検査場所 東京区政会館 代表監査委員室
- 3 検査対象
令和 6 年 12 月末日における特別区競馬組合一般会計に係る現金の出納保管状況及び関係証拠書類
- 4 検査結果
令和 6 年 12 月末日における一般会計予算の執行及び資金の運用状況は、別紙のとおりである。
預金・有価証券現在高は、預金明細書、預金通帳及び取引報告書等と照合し、誤りのないことを確認した。
また、会計伝票等帳票についても、関係帳簿類と照合し、誤りのないことを確認した。

（別紙掲載は省略）

地方自治法第百条第十三項及び特別区競馬組合議会会議規則第百十三条の規定により左記のとおり議員を派遣する。

記

- 一 競馬施設調査
- （一）派遣目的 競馬施設の調査研究のため
- （二）派遣場所 金沢競馬場
- （三）派遣期日 令和 7 年 4 月 22 日
- （四）派遣議員 全議員

※ その他、変更等の必要が生じた場合は、議長に一任する。

議員の派遣について

令和7年第1回特別区競馬組合議会定例会 追加議事日程
令和7年2月18日(火) 午前10時40分開議

追加日程第1	議案第1号	特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に 関する条例の一部を改正する条例
追加日程第2	議案第2号	特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例 の一部を改正する条例
追加日程第3	議案第3号	特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例
追加日程第4	議案第4号	特別区競馬組合勝馬投票券発売施設所在区市町村 交付金条例の一部を改正する条例
追加日程第5	議案第5号	特別区競馬組合個人情報保護法施行条例等の一部を 改正する条例
追加日程第6	議案第6号	特別区競馬組合職員の恩給に関する条例を廃止する 条例
追加日程第7	議案第7号	令和7年度特別区競馬組合一般会計予算
追加日程第8	議員提出議案第1号	特別区競馬組合議会委員会条例の一部を 改正する条例
追加日程第9	議員提出議案第2号	特別区競馬組合議会会議規則の一部を改正 する規則
追加日程第10	議員提出議案第3号	特別区競馬組合議会個人情報保護条例の 一部を改正する条例



令和7年2月18日

特別区競馬組合議会
議長 藤澤進一様

特別区競馬組合議会
総務・事業委員長 佐藤 篤

総務・事業委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、
会議規則第74条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
議案第1号	特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する条例の一部を改正する 条例	原案可決
議案第2号	特別区競馬組合常勤副管理者の給料等 に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第3号	特別区競馬組合職員の給与に関する条 例の一部を改正する条例	原案可決
議案第4号	特別区競馬組合勝馬投票券発売施設所 在区市町村交付金条例の一部を改正す る条例	原案可決
議案第5号	特別区競馬組合個人情報保護法施行条 例等の一部を改正する条例	原案可決
議案第6号	特別区競馬組合職員の恩給に関する条 例を廃止する条例	原案可決



令和 7 年 2 月 1 8 日

特別区競馬組合議会

議長 藤 澤 進 一 様

特別区競馬組合議会

予算特別委員長 福 沢 剛

予算特別委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、
会議規則第 7 4 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審 査 結 果
議案第 7 号	令和 7 年度特別区競馬組合一般会計予算	原案可決

議

案

の

部

議案第一号

特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十八日

提出者 特別区競馬組合管理者 近藤 弥生

特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年特別区競馬組合条例第一号）の一部を次のように改正する。
第九条の三の見出し及び同条中「三歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第九条の四の見出しを削る。

第十五条第一項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。

第十六条第一項中「定める者」の下に「（第十六条の三第一項において「配偶者等」という。）」を加える。

第十六条の二の次に次の二条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第十六条の三 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして組合規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の組合規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の組合規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）にお

いて、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十六条の四 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。
い。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 前二号に掲げる措置のほか、組合規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

2 この条例による改正後の特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第九条の三第一項の規定による超過勤務の制限に係る請求（三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（提案理由）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十二号）の施行に伴い、職員の育児・介護と仕事の両立支援を図るため、規定を整備する必要がある。

議案第二号

特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十八日

提出者 特別区競馬組合管理者 近藤 弥生

特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例（昭和四十二年特別区競馬組合条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「八十五万二千円」を「八十六万二千円」に改める。

第四条第三項中「百分の百八十四」を「百分の百九十四」に、「百分の百八十七」を「百分の百九十五」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

特別区の副区長との均衡を図るため、本組合常勤副管理者の給料月額及び期末手当の支給割合を改定する必要がある。

議案第三号

特別区競馬組合職員 of 給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十八日

提出者 特別区競馬組合管理者 近藤 弥生

特別区競馬組合職員 of 給与に関する条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合職員 of 給与に関する条例（昭和二十八年特別区競馬組合条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の五第二項中「、第十一条の三」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（特別区競馬組合職員 of 給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 特別区競馬組合職員 of 給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年特別区競馬組合条例第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「、第十一条の三」を削る。

（提案理由）

特別区において定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に住居手当を支給することとなったため、これとの均衡を図るた

め、本組合においても同様の改正を行う必要がある。

議案第四号

特別区競馬組合勝馬投票券発売施設所在区市町村交付金条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十八日

提出者 特別区競馬組合管理者 近藤 弥生

特別区競馬組合勝馬投票券発売施設所在区市町村交付金条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合勝馬投票券発売施設所在区市町村交付金条例（平成十四年特別区競馬組合条例第七号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、附則に次の一項を加える。

（令和七年度以降に設置される場外発売所に関する特例）

2 令和七年度以降に新たに第二条第二号に規定する場外発売所が所在することとなった市町村に対しては、第四条第一項の規定による交付金は交付しない。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

令和七年度以降に市町村に新たな場外発売所を設置する場合、当該場外発売所が所在する市町村に対して交付金を交付しないこと

とするため、規定を改正する必要がある。

議案第五号

特別区競馬組合個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十八日

提出者

特別区競馬組合管理者

近藤 弥生

特別区競馬組合個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例

(特別区競馬組合個人情報保護法施行条例の一部改正)

第一条 特別区競馬組合個人情報保護法施行条例(令和五年特別区競馬組合条例第一号)の一部を次のように改正する。
附則第八項及び第九項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(特別区競馬組合職員の分限に関する条例の一部改正)

第二条 特別区競馬組合職員の分限に関する条例(昭和二十八年特別区競馬組合条例第八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第三条 特別区競馬組合職員の給与に関する条例(昭和二十八年特別区競馬組合条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第三号及び第四号並びに第二十四条の三第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第四条 特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例(昭和三十一年特別区競馬組合条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第一号及び第五項第二号、第十八条の見出し及び同条第一項第一号、第十九条第一項第一号並びに第二十一条第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられ

た者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。以下同じ。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第三条の規定による改正後の特別区競馬組合職員の給与に関する条例第二十四条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 施行日前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第四条の規定による改正後の特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例第十七条第一項及び第五項、第十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第二十一条第四項並びに特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例第二十一条第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(経過措置の規則への委任)

7 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、組合規則で定める。

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

議案第六号

特別区競馬組合職員の恩給に関する条例を廃止する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十八日

提出者

特別区競馬組合管理者

近藤

弥生

特別区競馬組合職員の恩給に関する条例を廃止する条例

特別区競馬組合職員の恩給に関する条例（昭和三十年特別区競馬組合条例第五号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

恩給を受ける権利を有する者がいないため、職員の恩給に関する条例を廃止する。

議案第 7 号

令和 7 年度特別区競馬組合一般会計予算

令和 7 年度特別区競馬組合一般会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度特別区競馬組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間開催日数 9 8 日
- (2) 発売場所
大井本場、オフト後楽園、オフト汐留、オフト京王閣、オフトひたちなか、オフト大郷、新潟地区、オフト伊勢崎、山形地区、S P A T 4、浦和、船橋地区、川崎地区、北海道地区（道営）、北海道地区（ばんえい）、岩手地区、金沢、笠松地区、愛知地区、兵庫地区、高知地区、佐賀地区、B A O O、オッズパーク、楽天競馬、J R A ネット投票
- (3) 総利用人員 2, 4 2 4 万人
(うち大井競馬場入場者数 4 8 万人)
- (4) 大井競馬場において施行する競走数 1, 1 5 6 競走
- (5) 他場本場における大井競馬場及び専用場外発売所場外発売
浦和本場、船橋本場、川崎本場、広域本場、J R A 本場

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 営業収益	2 1 1, 3 4 1, 8 8 2 千円
第 1 項 競馬開催収益	2 0 1, 5 0 2, 7 5 0 千円
第 2 項 場外業務収益	9, 7 7 2, 2 2 8 千円
第 3 項 その他営業収益	6 6, 9 0 4 千円
第 2 款 営業外収益	6 6 1, 8 1 4 千円
第 1 項 受取利息及び配当金	5 0 8, 7 4 8 千円
第 2 項 分担金及び負担金	1 千円
第 3 項 補助金	1 2 3, 8 3 5 千円
第 4 項 還付金	1 千円
第 5 項 長期前受金戻入益	2 7, 6 8 7 千円
第 6 項 雑収益	1, 5 4 2 千円
第 3 款 特別利益	3 千円
第 1 項 固定資産売却益	1 千円
第 2 項 過年度修正益	1 千円
第 3 項 その他特別利益	1 千円

	支	出
第1款 営業費用	202,662,306	千円
第1項 競馬開催費用	194,993,556	千円
第2項 場間場外費用	6,872,730	千円
第3項 一般管理費	337,409	千円
第4項 償却費	458,611	千円
第2款 営業外費用	889,211	千円
第1項 支払利息	1	千円
第2項 株式配当金配分金	326,472	千円
第3項 公課費	547,611	千円
第4項 その他営業外費用	15,127	千円
第3款 特別損失	34,406	千円
第1項 固定資産除却損	34,404	千円
第2項 過年度修正費用	1	千円
第3項 その他特別損失	1	千円
第4款 予備費	1,000,000	千円
第1項 予備費	1,000,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額248,073千円は、損益勘定留保資金から補てんするものとする）。

	収	入
第1款 資本的収入	3	千円
第1項 補助金	2	千円
第2項 固定資産売却代金	1	千円
	支	出
第1款 資本的支出	248,076	千円
第1項 建設改良費	248,076	千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当、退職給付引当金繰入額、賞与引当金繰入額、

法定福利費引当金繰入額及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同
一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費（報酬、給料、職員手当、退職給付引当金繰入額、賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額及び共済費） 1,126,209千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、94,734千円と定める。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種	類	名	称	数	量
取得する資産	什器備品	投票端末機		1	式

令和7年2月18日 提出

特別区競馬組合管理者 近藤 弥生

議員提出議案第一号

特別区競馬組合議会委員会条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十八日

提出者
特別区競馬組合議会議員 酒井 たくや
特別区競馬組合議会議員 高 森 喜美子
特別区競馬組合議会議員 秋 谷 こうき
特別区競馬組合議会議員 おぎの けんじ
特別区競馬組合議会議員 伊 藤 よしのり

特別区競馬組合議会委員会条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合議会委員会条例（昭和三十一年特別区競馬組合条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表総務・事業委員会の項中「九名」を「八名」に改め、同表運営委員会の項中「五名」を「六名」に改める。

第三条第三項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

5 任期満了による後任者の選任が任期満了の日以前に行われる場合は、第一項の規定にかかわらず、前任者の任期は、後任者の選任が議題とされる会議が開催される日の会議時間（特別区競馬組合議会会議規則（平成十四年特別区競馬組合議会規則第一号。以下「会議規則」という。）第八条に定めるものをいう。）の開始時刻に満了するものとする。

第五条中「はかつて」を「略つて」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第十二条の二 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によつて、委員会を開会することができる。ただし、第十七条の秘密会は、この限りでない。

一 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場
所に参集することが困難である場合

二 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第一項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第十三条中「（委員長及び委員の除斥）」を削る。

第十八条中「管理者」の次に「、公平委員会の委員長（公平委員会の事務の委託を受けた人事委員会の委員長を含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第二十条第二項中「終る」を「終わる」に改める。
第二十二条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十六条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。
- 第二十三条第二項中「かたよらないように」を「偏らないように」に改め、同条に次の一項を加える。
- 3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第二十六条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第二十七条第三項中「第二十四条（公述人の発言）、第二十五条（委員と公述人の質疑）及び第二十六条（代理人又は文書による意見の陳述）」を「前三条」に改める。

附 則

この条例は、令和七年六月十八日から施行する。

（提案理由）

常任委員会を安定的に開催するため、委員定数を見直し、並びに将来的なタブレット及び会議システムの導入に向けて、委員会のオンラインによる開催を可能とする対策を講ずる必要がある。

議員提出議案第二号

特別区競馬組合議会会議規則の一部を改正する規則

右の議案を提出する。

令和七年二月十八日

提出者	
特別区競馬組合議会議員	酒 井 たくや
特別区競馬組合議会議員	高 森 喜美子
特別区競馬組合議会議員	秋 谷 こうき
特別区競馬組合議会議員	おぎの けんじ
特別区競馬組合議会議員	伊 藤 よしのり

特別区競馬組合議会会議規則の一部を改正する規則

特別区競馬組合議会会議規則（平成十四年特別区競馬組合議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百十四条」を「第百十三条の二―第百十四条」に改める。

第二条中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改める。

第八条第二項及び第十六条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第十八条中「かえる」を「代える」に改める。

第十九条及び第二十二条第二項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第二十五条中「（選挙の宣告）」を削る。

第二十九条第二項中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第三項中「聞いて」を「聴いて」改める。
第三十条の次に次の一条を加える。

(管理者の選挙)

第三十条の二 特別区競馬組合規約(昭和二十五年十月六日東京都知事許可)第十一条第一項に規定する管理者の選挙は、指名推薦の方法による。

第三十一条及び第三十四条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第三十六条第一項中「(請願の委員会付託)」を削り、「聞き」を「聴き」に改める。

第三十七条中「(委員会報告書)」を削る。

第三十八条第一項中「(少数意見の留保)」を削る。

第五十三条第二項及び第五十六条第四項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第六十条中「(質疑の回数)」及び「(質疑又は討論の終結)」を削る。

第六十五条前段中「委員でない議員」の下に「(以下この条において「委員外議員」という。)」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条後段中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の場合において、法第九十九条第九項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインにより開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

3 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第七十五条中「議長は表決をとうろ」を「議長又は委員長は、表決を採ろう」に改める。

第七十六条中「議場」の下に「又は委員会の会議室」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、委員会において、法第九十九条第九項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第七十八条第二項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第七十九条第一項中「とる」を「採る」に改める。

第八十二条中「第二十五条(議場の出入口閉鎖)、第二十六条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第二十七条(投票)、第二十八条(投票の終了)、第二十九条(開票及び投票の効力)」を「第二十五条から第二十九条まで」に改め、「(選挙結果の報告)」、「(選挙に関する疑義)」及び「(選挙関係書類の保存)」を削る。

第八十四条第一項中「はかる」を「諮る」に改め、同条第二項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第八十五条第一項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第二項中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第三項中「とる」を「採る」に改める。

第八十九条に次の二項を加える。

3 前項の場合において、法第九十九条第九項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。
第九十四条第二項及び第一百一条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第一百二条中「(秘密の保持)」を削る。

第一百三条中「(議案等の説明、質疑及び委員会付託)」を削る。

第百十一条中「（発言の取消）」を削る。

第十六章中第百十四条の前に次の二条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第百十三条の二 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第一項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下のこの条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に定める方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第十八条、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第百十条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方

式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示したものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができ、措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要がある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは「行われた通知（第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第百十三条の三 この規則の規定（第二十六条第一項（第八十二条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわら

ず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により、文書等により行われたものとみなして当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第百十四条中「はかつて」を「諮って」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月十八日から施行する。

（提案理由）

常任委員会のオンラインによる開催を可能とするためその手続等を定め、及び議員の出欠をより正確に把握するため欠席事由を明確化する必要がある

議員提出議案第三号

特別区競馬組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十八日

提出者	
特別区競馬組合議会議員	酒 井 たくや
特別区競馬組合議会議員	高 森 喜美子
特別区競馬組合議会議員	秋 谷 こうき
特別区競馬組合議会議員	おぎの けんじ
特別区競馬組合議会議員	伊 藤 よしのり

特別区競馬組合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合議会個人情報保護条例（令和五年特別区競馬組合条例第四号）を次のように改正する。

第二条第四項中。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第十項中「以下」を「第十三条第五項において」に、「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十三条第五項中「及び第三十条」を削り、同項の表中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第十八条第一項各号列記以外の部分中「以下」を「第三項において」に改め、同条第二項第一号イ中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第十九条第二項中「この章において」及び「この章及び第四十九条において」を削る。

第三十二条第二項中「この章及び第四十九条において」を削る。

第三十三条第三項中「この章において」を削る。

第三十九条第一項ただし書中「この章において」を削り、同条第二項中「この章及び第四十九条において」を削る。

第四十条第三項中「この章において」を削る。

第四十八条中「第四章」を「前章」に改める。

第四十九条中「特定」の下に「に資する情報の提供」を加える。

第五十四条から第五十六条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第五十四条から第五十六条までの改正規定及び次項の規定は、令和七年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行による刑法（明治四十年法律第四十五号）の改正及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

る法律（平成二十五年法律第二十七号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

令和七年第一回特別区競馬組合議会定例会会議録

令和七年三月 発行

編集・発行 特別区競馬組合議会事務局

千代田区飯田橋三丁目五番一号

東京区政会館二十階

電話 〇三(五二一〇)九七二八

